

和歌山県精神保健福祉士協会 調査協力規程

2021年2月6日制定
規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県精神保健福祉士協会（以下「本協会」という。）会員（以下「会員」という。）や関係団体等による会員を対象とした調査への協力に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(受付窓口)

第2条 受付窓口は、本協会事務局（以下「事務局」という。）とする。

2 事務局は、原則として次に掲げる者からの申請を受け付ける。

(1) 会員（個人又はグループ）

(2) 社会福祉法人、公益社団又は財団法人、一般社団又は財団法人、独立行政法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体

(3) 日本学術会議協力学術研究団体

(4) 行政機関

3 事務局は、原則として次に掲げる者による申請は受け付けない。

(1) 会員以外の個人又は会員以外の個人が含まれるグループ

(2) 前項第2号から第4号に規定されている以外の団体等

(受付後事務手順)

第3条 事務局は、受付後、申請者に次の各号の書類提出を求める。

(1) 本協会に依頼する趣旨

(2) 調査計画（目的、対象者、期間、倫理的配慮、調査結果の公表方法等）

(3) 調査用紙又は調査項目

(4) その他必要な事項

2 事務局は、申請者に前項の書類提出を求める際、別表（様式1）「調査協力に要する必要経費基準表」を申請者に伝達する。

3 事務局は、第1項全号の書類を理事会に提出し、審議を求める。

(判断基準)

第4条 理事会は、当該調査の目的が本協会の事業内容と合致していることその他、次に掲げる事項を判断基準として審議し、調査実施への協力の可否を決定する。

(1) 取得データ及び調査結果を本協会が共有できること

(2) 公的若しくは民間の助成を得ている事業であること（ただし、一営利団体の利益となる助成は除く）

(3) 本協会が抽出できる対象者であること

(4) 個人情報の取り扱いが明確であること

(申請者への通知等)

第5条 事務局は、理事会が判断した調査への協力の可否について、本協会会長名による文書（様式2）をもって申請者に通知する。

2 前項の通知が調査協力可の場合、申請者には次に掲げる留意点を提示するものとする。

(1) 申請者には調査票等発送用の宛名ラベルを提供すること

- (2) 宛名ラベルは当該調査のみの使用を厳守し、複写等による2次使用は禁ずること
- (3) 調査票等の送付時には本協会会長名の発信文書を添付すること。ただし、申請者が作成する調査票等の送付文書において、本協会の協力を得て実施していることを明記する場合、本協会会長名の発信文書の添付を割愛すること
- (4) 研究成果の発表時には本協会が協力した旨を明記すること
- (5) 調査結果は本協会及び調査対象者を含む会員にフィードバックすること
- (6) 送付前に確定した調査票等の内容確認を受けること
- (7) その他調査実施に際して留意すべきと理事会が判断した事項

3 申請者は、調査の実施に際して、前項の留意点に係る承諾書（様式3）を提出しなければならない。

（会員への報告）

第6条 事務局は、調査協力可の場合、申請者が調査を実施する前に、機関紙やウェブサイトにておいて調査内容を会員に報告しなければならない。

（調査の中止）

第7条 本協会は、申請者の調査が次の各号のいずれかに該当する場合、書面（様式4）により通知を行い、調査を中止することができる。

- (1) 申請者の責に帰すべき事由により、調査の全部、または一部を実施しないとき又は実施できないとき
- (2) 申請者の責に帰すべき事由により、本規程の条項又は法令に違反したとき
- (3) 申請者に背信的行為があったとき

（経費の支払い）

第8条 申請者は、本協会からの経費請求に基づき、速やかに経費を支払うものとする。

（改 廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

（細 則）

第10条 この規程に定めるもののほか、会員を対象とした調査への協力に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規程は、2021年2月6日から施行する。

様式1 (第3条第2項関係)

調査協力に要する必要経費基準表

(単位：円)

区 分	宛名ラベル作成費 (A)		印刷費 (B)	発送費 (C)	事務費
会員	1シート	@55	@10	実費	(A+B+C) の5%
会員以外	(24人掲載)	@70			(A+B+C) の10%

- (備考) 1. 印刷費は「本協会会長名の発信文書」の印刷に係る経費をいう。
2. 必要経費額総額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

通知書

和 精 福 第 号
年 月 日

様

和歌山県精神保健福祉士協会
会 長 中 川 浩 二

貴殿より 年 月 日付で受理いたしました「調査協力依頼」について、本協会理事会はこれを承認することと決定しましたので、本協会調査協力規程第5条第1項に基づき、その旨を通知いたします。

また、調査協力に際しての留意点につきましては、下記の事項をご確認頂き、別紙様式3（承諾書）にて内容承諾の旨をご返答くださいますようお願いいたします。

記

1. 調査名

2. 調査への協力における留意点等

調査を実施に際して、次の事項にご留意ください。

- (1) 申請者には調査票等発送用の宛名ラベルを提供すること
- (2) 宛名ラベルは当該調査のみの使用を厳守し、複写等による2次使用は禁ずること
- (3) 調査票等の送付時には本協会会長名の発信文書を添付すること。ただし、申請者が作成する調査票等の送付文書において、本協会の協力を得て実施していることを明記する場合、本協会会長名の発信文書の添付を割愛すること
- (4) 研究成果の発表時には本協会が協力した旨を明記すること
- (5) 調査結果は本協会及び調査対象者を含む会員にフィードバックすること
- (6) 送付前に確定した調査票等の内容確認を受けること

3. その他

- 1) 申請者の調査が次のいずれかに該当する場合、書面により通知を行い、調査を中止することがあります。
 - (1) 申請者の責に帰すべき事由により、調査の全部、または一部を実施しないとき又は実施できないとき
 - (2) 申請者の責に帰すべき事由により、調査協力規程の条項又は法令に違反したとき
 - (3) 申請者に背信的行為があったとき
- 2) 調査票等発送用の宛名ラベルの提供時期等については、事務局より別途ご連絡させていただきます。

3) 後日、調査協力に係る経費をご請求させていただきます。

〈同封資料〉

- ・調査協力規程

【問い合わせ】

和歌山県精神保健福祉士協会

事務局（担当：原）

〒641-0021

和歌山市和歌浦東3丁目2番38号

特定医療法人旭会 和歌浦病院内

TEL：090-1149-0861

FAX：050-6865-4958

E-mail：info@wakayama-psw.com

様式3（第5条第3項関係）

承 諾 書

貴協会より 年 月 日付和精福第 号による通知文書で提示された「調査協力に際しての留意点」については、これを承諾いたします。

年 月 日

和歌山県精神保健福祉士協会 会長 様

氏名（または団体及び団体責任者）

印

様式4（第7条関係）

通知書

和精福第 一 1 号
年 月 日

様

和歌山県精神保健福祉士協会
会長 中川 浩二

貴殿が実施している調査について、本協会理事会で協議した結果、本協会調査協力規程第7条第1項 号に該当する為、調査中止を決定いたしましたので、その旨を通知いたします。

【問い合わせ】

和歌山県精神保健福祉士協会
事務局（担当：原）

〒641-0021

和歌山市和歌浦東3丁目2番38号

特定医療法人旭会 和歌浦病院内

TEL：090-1149-0861

FAX：050-6865-4958

E-mail：info@wakayama-psw.com